

令和4年9月1日

東京都中野区本町二丁目54番11号

株式会社レオパレス21

代表取締役社長 宮尾 文也

吸収分割に関する事前開示事項

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

当社は、令和4年8月26日付で株式会社アズ・ライフケア（以下「アズ・ライフケア」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、令和4年11月1日を効力発生日として、当社がシルバー事業（以下「本事業」といいます。）のうち、有料老人ホーム22施設を除く40施設に係る事業に関して有する権利義務をアズ・ライフケアに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）
別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）
アズ・ライフケアは、本吸収分割に際して、当社に対し、アズ・ライフケアが本吸収分割により承継する権利義務に代わる株式その他の金銭等を交付いたしません。
アズ・ライフケアは、当社の完全子会社であり、本吸収分割に際してアズ・ライフケアから当社へアズ・ライフケアの株式等を交付する特段の必要性が認められないので、かかる取扱いは相当であると判断しております。
3. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めのある相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）
アズ・ライフケアは、本吸収分割に際して、当社の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わるアズ・ライフケアの新株予約権を交付いたしません。
当社が本吸収分割後も存続していくことや、アズ・ライフケアの資本政策等を総合的に勘案した結果、当社の新株予約権の新株予約権者には、引き続き当社の新株予約権を保有していただくことが適切と判断しております。

4. 吸収分割承継会社（アズ・ライフケア）についての事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割株式会社（当社）についての事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社について

当社の令和 4 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 132,842,971,054 円及び 129,863,856,666 円であるところ、本吸収分割により当社がアズ・ライフケアに承継する予定の資産及び負債の額は 1,805,780,354 円及び 780,173,981 円です。

また、令和 4 年 3 月 31 日以降現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておりません。

したがって、効力発生日後に見込まれる当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、効力発生日後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、効力発生日後における当社の負担する債務については、履行の見込みがあると判断いたします。

(2) アズ・ライフケアについて

アズ・ライフケアの令和 4 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 895,888,841 円及び 2,873,539,568 円であるところ、本吸収分割により当社がアズ・ライフケアに承継する予定の資産及び負債の額はそれぞれ 1,805,780,354 円及び 780,173,981 円となります。

このように、本吸収分割の効力発生日以後のアズ・ライフケアの資産の額は負債の額を下回るものの、その額は本吸収分割前の 1,977,650,727 円から本吸収分割後は 952,044,354 円と大幅に改善致します。

また、今回の移管対象となる 40 施設につきましては、十分に収益が見込めるこ

とから、今後のアズ・ライフケアの財務状況改善に寄与していくことが期待できます。

以上の点、並びにアズ・ライフケアの収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、本吸収分割の効力発生日後においても、アズ・ライフケアの債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

株式会社レオパレス21（以下、「甲」という。）及び株式会社アズ・ライフケア（以下、「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件会社分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

1. 甲は、本契約の定めるところに従い、効力発生日（第7条において定義する。以下同じ。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲のシルバー事業のうち、有料老人ホーム22施設を除く40施設に係る事業（以下、「本件対象事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本件対象事業となる40施設は別紙1に掲げる施設とする。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

甲（分割会社） 商号：株式会社レオパレス21
住所：東京都中野区本町二丁目54番11号

乙（承継会社） 商号：株式会社アズ・ライフケア
住所：東京都中野区本町一丁目12番8号

第3条（承継会社が分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

1. 甲は、本件会社分割により、本件対象事業に関する資産、債務その他の権利義務（その詳細は別紙2のとおりとする。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本件会社分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
3. 甲及び乙は、効力発生日の前日終了時点において本件対象事業に係る施設のみに従事する従業員及び本件対象事業に係る施設を含む甲の施設に従事し栄養士として勤務する従業員（以下、「本件承継対象従業員」という。）との間の雇用契約について本件会社分割の承継対象とすることを確認する。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本件会社分割に際し乙が承継する権利義務の対価を甲に交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本件会社分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（株主総会承認決議等）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本件会社分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を得ないで本件会社分割を行う。

第7条（効力発生日）

本件会社分割がその効力を生じる日（以下、「効力発生日」という。）は、令和4年11月1日とする。但し、本件会社分割の手續進行上の必要性その他の事由により、両当事者協議の上、これを変更することができる。

第8条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第9条（本契約の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたとき又は本契約の達成が困難になったときは、甲及び乙は協議の上、本契約に定める本件会社分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（合意管轄）

本契約に関して発生する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本件会社分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、両当事者が協議の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2022年8月26日

(分割会社)

東京都中野区本町二丁目54番11号

株式会社レオパレス21

代表取締役社長 宮尾 文也

(承継会社)

東京都中野区本町一丁目12番8号

株式会社アズ・ライフケア

代表取締役 武田 浩

別紙1 施設表

No.	施設名	郵便番号	住所
1	テイクホース中野	164-0012	東京都中野区本町 1-12-8
2	館町	193-0944	東京都八王子市館町 2065-7
3	小室	350-1106	埼玉県川越市小室 441
4	みずほ	354-0021	埼玉県富士見市鶴馬 3-8-2
5	人間川	350-1305	埼玉県狭山市人間川 3177 番地 1
6	狭山	350-1327	埼玉県狭山市笹井 2936-1
7	高塚新田	270-2222	千葉県松戸市高塚新田 350-5
8	駒木台	270-0113	千葉県流山市駒木台 107-1
9	清水公園	278-0006	千葉県野田市柳沢新田字庚申塚 49 番地 11
10	我孫子	270-1177	千葉県我孫子市柴崎 1261-7
11	井野	285-0855	千葉県佐倉市井野 1356-10
12	中沢	286-0222	千葉県富里市中沢 359-32
13	高岡	285-0046	千葉県佐倉市高岡 479-1
14	若葉	264-0034	千葉県千葉市若葉区原町 926-3
15	おゆみ	260-0813	千葉県千葉市中央区生実町 1850-7
16	南桜井	344-0115	埼玉県春日部市米島 1165-2
17	蒲生	343-0838	埼玉県越谷市蒲生四丁目 17 番 1 号
18	八潮	340-0801	埼玉県八潮市大字八條 3636 番地 1
19	吉川	342-0041	埼玉県吉川市保 931-1
20	三橋	331-0052	埼玉県さいたま市西区三橋 5-517
21	五関	338-0800	埼玉県さいたま市桜区五関 29 番地 1
22	伊奈	362-0806	埼玉県北足立郡伊奈町小室 1024-1
23	上尾	362-0058	埼玉県上尾市大字上野 221-9
24	テイクホース古河中央	306-0033	茨城県古河市中央町一丁目 2-29 2F
25	古河	306-0126	茨城県古河市諸川 1393-2
26	羽生	348-0058	埼玉県羽生市中央 3-3-21
27	行田	361-0044	埼玉県行田市門井町 3-2-1
28	北本	364-0033	埼玉県北本市本町 8 丁目 156 番地 1
29	秩父	368-0051	埼玉県秩父市中村町 3-1-33
30	東松山	355-0005	埼玉県東松山市大字松山 1220-4
31	本庄	367-0035	埼玉県本庄市西富田 739 番地 1 号
32	栃木大町	328-0071	栃木県栃木市大町 25 番 27 号

33	鹿沼	322-0027	栃木県鹿沼市貝島町 595-5
34	関川	327-0811	栃木県佐野市関川町 325-2
35	館林	374-0013	群馬県館林市上赤生田町 4144-1
36	高見原	300-1252	茨城県つくば市高見原二丁目 10 番 77 号
37	結城	307-0001	茨城県結城市大字結城 10638
38	岩井	306-0631	茨城県坂東市岩井 1823-1
39	下館	308-0051	茨城県 筑西市 岡芹 2130 番
40	山北	258-0112	神奈川県足柄上郡山北町岸 133

別紙2 承継対象となる資産及び負債等

(1) 資産

(i) 本件対象事業に属する資産で、効力発生日の前日終了時点において甲が有している一切の資産。但し、以下の各号に規定する資産は、承継する資産から除く。

a. 以下の各不動産及びそれに付随する以下の各動産

- ・本店（西新宿シンボリビル 東京都中野区本町1-12-8）及び西新宿シンボリビルに属する建物附属設備、什器設備その他の動産のうち、本件対象事業以外の事業と共同で使用するもの

b. 下表の商標権

登録番号	商標	出願日	登録日
4948076	あずみ苑	平成17年9月8日	平成18年4月28日
5261990	あずみ苑グ ランデ	平成21年1月16日	平成21年9月4日
5294367	ラテラス	平成20年11月19日	平成22年1月15日
5685133	アズ・ライフ ケア	平成26年1月24日	平成26年7月11日
5921628	介護の便利 帖	平成28年6月6日	平成29年2月10日

c. 本件対象事業を運営するためのカタログ、パンフレット等の販売促進資料、本件対象事業に関連するウェブサイト、その他本件対象事業に関し甲に属する一切の著作物の著作権

(ii) 効力発生日の前日終了時点において甲が有している以下の資産

「あずみ苑富士」、「あずみ苑水戸」及び「あずみ苑木更津」並びにこれらに属する建物附属設備、什器設備その他の一切の資産

(2) 負債

本件対象事業に属する債務で、効力発生日の前日終了時点において甲が負担する一切の債務（未発生の潜在債務を含む）。但し、以下の各号に規定する負債は、承継する負債から除く。

- a. 効力発生日の前日終了時まで提供された労務に対する本件承継対象従業員に係る以下の給与・賞与に関して甲が負担する債務（支払日が効力発生日以降となるものを含む。）
 - ・ 本件承継対象従業員の時間外手当などの基準外給与、
 - ・ 本件承継対象従業員のうちパート職員の給与等
 - ・ 本件承継対象従業員の賞与の未払金
 - ・ 本件承継対象従業員の健康保険等の社会保険料
- b. 本件対象事業において、効力発生日より前に発生し又は存在する事由（介護事故や労働事件等に係る事由を含むがこれらに限られない。）に起因若しくは関連して発生し、甲が負担する一切の債務（不法行為債務、瑕疵担保責任又は契約不適合責任に基づく債務、損害賠償責任に基づく債務その他の潜在債務を含む）

(3) 契約（雇用契約を除く）

本件対象事業に属する契約における甲の契約上の地位及びそれに付随する権利義務（本件対象事業以外の事業にも関連する契約については、本件対象事業に関連する部分に限る）。但し、以下に掲げる契約上の地位及びそれに付随する権利義務を除く。

- a. 甲乙間で別途合意した契約

(4) 雇用契約

本件承継対象従業員との雇用契約を承継し、本件承継対象従業員以外の従業員との雇用契約は承継しない。

(5) 許認可等

本件対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なものの一切。

吸収分割承継会社の計算書類等の内容

事業報告

第 9 期

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

株式会社 アズ・ライフケア

事業報告

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、親会社である株式会社レオパレス 21 が展開する老人介護施設「あずみ苑」の運営における経験をもとに、「あずみ苑」での成功モデルに集中し、活動地域を広げ、シルバー事業の拡大を図ることを目的として、2013年12月20日に設立しました。

2014年11月に、株式会社レオパレス 21 が千葉県木更津市に建設した介護施設の運営を開始して以降、2015年度に5施設、2016年度に8施設、2017年度に7施設、2018年度に4施設の介護施設を新規開設し、合計25施設の運営を行っています。都道府県別では、千葉県、愛知県、静岡県に各4施設、岐阜県と群馬県に各3施設、東京都と神奈川県に各2施設、埼玉県、栃木県、茨城県に各1施設を運営しています。

本事業における各サービスの稼働率は、2022年3月期において、デイサービス(21事業所)65.94%、ショートステイ(24事業所)88.95%、特定施設入居者生活介護(1事業所)96.05%となりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高3,714,595千円、営業損失113,977千円、経常損失159,187千円、当期純損失は163,220千円となりました。

(2) 資金調達の状況

設立時、親会社である株式会社レオパレス 21 より、資本金80百万円の払い込みを受けました。

また、当期運転資金として、短期借入金100百万円を親会社である株式会社レオパレス 21 より調達いたしました。

(3) 対処すべき課題

2年を超えて新型コロナウイルス感染症による影響が続いており、未だ終息が見えぬ中、施設の稼働に与える影響は大きい。高齢者及び施設職員へのワクチン接種が促進され、利用マインドも回復しつつあったが、第6波の爆発的な感染拡大により急激に利用が後退した。依然、高い新規感染者数を記録しているが、社会全体が経済をとめない方向へと転換しつつあり、その中で高齢者の利用マインドを取り戻すには、今一度基本的な感染予防を徹底し、施設関係者に感染者を発生させない、最小限に留めることが重要となる。また、社会の動きに合わせて、積極的なコミュニケーションを取り戻し、以前の日常に戻していくことを進め、稼働回復に努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第7期 当事業年度 (2020年3月期)	第8期 当事業年度 (2021年3月期)	第9期 当事業年度 (2022年3月期)
売 上 高(千円)	3,626,654	3,723,162	3,714,595
経 常 損 失(千円)	147,154	89,669	159,187
当 期 純 損 失(千円)	151,181	93,709	163,220
1株当たり当期純損失(円)	94,488.68	58,567.98	102,012.61
総 資 産(千円)	980,919	1,014,359	895,888
純 資 産(千円)	△1,720,721	△1,814,431	△1,977,650

1株当たり純資産(円)	△1,075,451.10	△1,134,019.09	△1,236,031.70
-------------	---------------	---------------	---------------

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社レオパレス 21 であり、同社は当事業年度末において当社株式を 1,600 株（議決権比率 100%）保有しております。

親会社との取引に係る取引条件等については、市場価格を勘案し一般取引条件と同様に決定しております。また市場価格が参照できない取引についても、その重要性に応じて、当社および親会社から独立した外部の第三者意見を聴取し、当社取締役会においてその相当性を審議して決定しております。これらのことから、当社取締役会としては当該取引が当社利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業の内容

- ① 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護
- ② 介護保険法に基づくその他事業
- ③ その他

(7) 主要な営業所

本 社	東京都中野区			
事業所	あずみ苑木更津	千葉県木更津市	あずみ苑西船橋	千葉県船橋市
	あずみ苑各務原	岐阜県各務原市	あずみ苑高崎	群馬県高崎市
	あずみ苑勝田台	千葉県八千代市	あずみ苑グランデ桜	埼玉県さいたま市
	あずみ苑羽村	東京都羽村市	あずみ苑前橋	群馬県前橋市
	あずみ苑春日井	愛知県春日井市	あずみ苑宇都宮南	栃木県宇都宮市
	あずみ苑守山	愛知県名古屋市	あずみ苑大垣	岐阜県大垣市
	あずみ苑伊勢崎	群馬県伊勢崎市	あずみ苑焼津	静岡県焼津市
	あずみ苑安城	愛知県安城市	あずみ苑富士	静岡県富士市
	あずみ苑岐阜	岐阜県岐阜市	あずみ苑静岡	静岡県静岡市
	あずみ苑平塚	神奈川県平塚市	あずみ苑水戸	茨城県水戸市
	あずみ苑豊田	愛知県豊田市	あずみ苑磐田	静岡県磐田市
	あずみ苑鎌ヶ谷	千葉県鎌ヶ谷市	あずみ苑厚木	神奈川県厚木市
	あずみ苑東大和	東京都東大和市		

(8) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高(千円)
株式会社レオパレス 21	2,550,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,000 株
- (2) 発行済株式の総数 1,600 株
- (3) 株主数 1 名
- (4) 株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社レオパレス 21	1,600 株	100%

- (5) 自己株式の取得、処分および保有の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位	兼職の状況
佐藤 不二雄	代表取締役社長	株式会社レオパレス 21 シルバー事業部 シニアアドバイザー
前田 隆博	取締役	株式会社レオパレス 21 シルバー事業部長
相馬 昌道	取締役	株式会社レオパレス 21 シルバー事業部 業務管理部 グループマネージャー
及川 典雄	監査役	株式会社レオパレス 21 監査部 部長
松田 尚士	監査役	株式会社レオパレス 21 監査部 マネージャー

4. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して取締役会において決議しております。
当該基本方針の内容および運用状況は以下の通りです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 親会社および当社を含む子会社からなる企業集団（以下「レオパレス 21 グループ」と言います。）は、企業理念である「新しい価値の創造」に基づいた事業展開の実現に際して、そのプロセスの中に「企業倫理憲章」を制定し、親会社代表取締役社長および親会社コンプライアンス推進本部長 C L O（最高法務責任者）がその精神をレオパレス 21 グループの全役員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守が事業遂行における最も重視すべき方針（コンプライアンスファースト）であることを徹底し、当社レオパレス 21 グループの企業活動の原点とする。

- (2) 当社取締役会は、取締役相互に取締役会の意思決定および業務執行の適法性を監督する機能を認識して、経営の透明性・公正性を確保する。
- (3) コンプライアンス上の懸念を看過しない体制として、当社はコンプライアンス担当者を各事業現場に配置し、コンプライアンス施策の周知および法令違反を発見した際の報告を担う。またレオパレス 21 グループの内部通報制度により内部通報窓口を設置して、当社の役職員に対して、コンプライアンス違反を発見した場合には、直ちに相談又は通報するよう指導する。また定期的に意識調査を実施し、あらゆるリスクを早期に把握すると同時に、当社の役職員のコンプライアンス意識の醸成度合いを測る。なお、当社は、当社の役職員が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを相談又は通報したことを理由として、当該使用人に不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨等を社内規程条文に規定するなどにより徹底する。
- (4) 当社の役職員のコンプライアンス意識を高めるために、コンプライアンス規程、関連する個別規程、ガイドライン、マニュアル等の整備を継続的に図り、コンプライアンス教育研修プログラムを階層別および役割別の特性に応じて定期的実施する。また、コンプライアンスの推進が企業価値を高めるといった考え方を浸透させるために、人事評価制度において、コンプライアンス推進の取り組みや行動を評価する仕組みや、多面的評価制度の導入を検討する。
- (5) 経営陣と全てのステークホルダーとの積極的な対話を推進し、経営の透明化と相互理解を深めることで、顧客本位の企業風土を醸成する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、その総括責任者に当社業務管理部長を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、情報管理規程に基づいて、当該情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し整理、保存する。また情報管理体制の強化を目的として、教育研修等を行い情報管理の徹底を図る。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は所管部門におけるあらゆるリスクを網羅的に把握・管理し取締役会にて相互に共有する。
- (2) 監査役は損失のリスクのある業務行為を発見した場合は直ちに取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を設置し、事業並びに経営環境の変化に機動的に対応して、適切かつ迅速な意思決定により業績向上を図る。取締役会は監督機能の充実に配慮し、多様性のある構成かつ適正な人数で構成し、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時機動的に取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに業務遂行状況を監視する。
- (2) 各部門の収支計画その他重要な事業計画の進捗については、取締役会等で月次又は適宜レビューし、課題を抽出して、対策の実行に繋げる。

5. 当社の取締役の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、親会社の関係会社管理規程に準じ、当社の経営上の重要事項について、親会社の決裁基準と合

わせ、親会社の取締役会もしくは当社を担当する親会社役員の承認を得る、または報告を行うことで業務の適正性を確保する。

- (2) 円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に親会社の当社所管部署の責任者へ報告を行い当社および親会社間で必要な報告を相互授受する。
- (3) 経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、親会社の当社所管部署の責任者と随時の情報交換を行う。
- (4) 親会社の監査部による定期または臨時の監査を受け業務の適正性を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社取締役会は当社監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。
- (2) 当社監査役の職務の補助業務については、指名された使用人への指揮権は当社監査役に移譲されたものとし、当社取締役会からの独立性を確保する。指名された使用人は、監査役の職務の補助業務については、当社監査役の指揮命令に服する。当該使用人の人事異動、処遇については、当社監査役と当社代表取締役社長で協議する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為やその他必要な重要事項を、法令および監査役監査基準等の社内規程に基づき、随時当社監査役に報告するものとする。この監査役への報告体制を徹底するために、当該体制を定期的に役職員へ伝達する。また、当社監査役はいつでも必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。
- (2) 当社監査役は、重要な意思決定のプロセスや当社の取締役の業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧することができる。また当社監査役は、当社代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、当社各部門および親会社監査役とも定期的なヒアリングと往査を行うことにより監視および検証を行う。
- (3) 当社監査役は、監査役監査基準に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、当社監査役は、親会社監査部より同部が行なった当社各部門の監査状況の報告を受けるなど、親会社監査部と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- (4) 当社監査役への報告をした当社役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、徹底する。
- (5) 当社監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い又は償還等の請求を行った時は、当該請求に係る費用または債務が当社監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務の処理を行う。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社の財務報告の信頼性を確保し、当社代表取締役社長の指揮の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、

関係法令等との適合性を確保する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- (1) 当社は、レオパレス 21 グループの企業倫理憲章に「反社会的勢力との関係の排除」を明記するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- (2) 当社は、反社会的勢力対応規程を定め、各事業所・営業所等に不当要求防止責任者を選任して反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築するとともに、当社業務管理部及び親会社コンプライアンス推進本部を対応統括部署として、事案により親会社コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をはじめとした関係部門および外部専門機関と協議し対応する体制を整備する。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制として、法令順守と社会倫理がレオパレス 21 グループの最も重視すべき方針であることを徹底するため、コンプライアンス規程および関連する諸規定を定め、各部署にコンプライアンス担当者を配置しリスクの早期発見と対応を行うとともに、意識調査を通じて役職員のコンプライアンス意識の醸成を図っている。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書取扱規程および情報管理規程に規定する管理体制に則り、継続的に適正な情報の管理を図っている。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制は、リスク管理規程およびリスク管理規程細則に定める体制により整備されており、当事業年度においても、親会社コンプライアンス推進部と連携して対応を行っている。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
事業計画の策定および進捗状況については、毎月の定例取締役会に報告しており、効率的に職務を執行する体制ができています。
- (5) 当社の取締役の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社取締役会の職務執行については、当社決裁権限規程およびレオパレス 21 の関係会社管理規程に則り、適宜、親会社へ報告しており適正な体制が保たれている。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該指示の実効性の確保に関する事項
現状、監査役の職務を補助する使用人の配置を求められていないことから、該当なし。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っている。また、監査役は、取締役、税理士法人および親会社コンプライアンス推進部との情報・意見交換を通じて、それぞれとの連携を図り、内部統制システムの構築・運用状況等について、効果的効率的に監査を行っている。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制が整備されている。当事業年度においても、既存の体制を運用し、適切な状況を維持している。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、レオパレス 21 グループの企業倫理憲章に明記された「反社会的勢力との関係の排除」を徹底するために、規程を整備し、取引の相手方について反社会的勢力に該当するかのチェックを行い、取引開始時には排除条項を記載した契約書または念書を使用することにより、反社会的勢力との関係遮断を図っている。

以上

附 属 明 細 書

(事業報告関係)

第 9 期

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

株式会社 アズ・ライフケア

1. 取締役及び監査役の兼務の状況の明細

(2022年3月31日時点)

区分	氏名	兼務する他の会社名	兼務の内容
取締役	佐藤 不二雄	株式会社レオパレス21	シルバー事業部 シニアアドバイザー
	前田 隆博	株式会社レオパレス21	シルバー事業部長
	相馬 昌道	株式会社レオパレス21	シルバー事業部 業務管理部 グループマネージャー
監査役	及川 典雄	株式会社レオパレス21	監査部 部長
	松田 尚士	株式会社レオパレス21	監査部 マネージャー

計 算 書 類

第 9 期

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

株式会社 アズ・ライフケア

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【 流 動 資 産 】	【751,823,028】	【 流 動 負 債 】	【2,841,959,143】
現金及び預金	152,264,684	短期借入金	2,550,000,000
売掛金	591,471,873	未払金	156,401,105
商品	301,590	未払費用	61,852,261
前払費用	4,095,506	未払法人税等	4,032,000
貯蔵品	2,087,800	未払消費税	2,786,200
未収入金	1,583,825	預り金	24,963
関係会社立替金	17,750	預り入居一時金	50,380,000
		入居系施設預り金	823,490
		リース債務	15,659,124
【 固 定 資 産 】	【144,065,813】	【 固 定 負 債 】	【31,580,425】
(有形固定資産)	(30,254,115)	退職給付引当金	26,671,000
工具器具備品	24,399,762	長期未払金	63,070
リース資産	86,025,685	リース債務	4,846,355
減価償却累計額	△ 80,171,332		
(無形固定資産)	(1,787,698)		
ソフトウェア	8,300,400		
減価償却累計額	△ 6,512,702		
(投資その他資産)	(112,024,000)		
差入保証金	10,600,000		
敷金	119,000		
固定化営業債権	608,217		
長期金銭信託	101,305,000		
長期貸倒引当金	△ 608,217		
		負債の部計	【2,873,539,568】
		純資産の部	
		【 株 主 資 本 】	【△1,977,650,727】
		[資 本 金]	[80,000,000]
		[利 益 剰 余 金]	[△2,057,650,727]
		(その他利益剰余金)	(△2,057,650,727)
		繰越利益剰余金	△ 2,057,650,727
		純資産の部計	△ 1,977,650,727
資産の部計	895,888,841	負債・純資産の部計	895,888,841

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
施設利用収入	742,079,540	
介護報酬	2,892,463,697	
介護手数料収入	1,946,216	
営繕売上	65,389,696	
教育売上	4,191,983	
その他売上	8,524,285	3,714,595,417
【売上原価】		
当期介護原価	3,520,489,646	3,520,489,646
売上総利益		194,105,771
【販売費及び一般管理費】		308,083,569
営業利益		△ 113,977,798
【営業外収益】		
受取利息	3,637	
雑収入	7,930,871	7,934,508
【営業外費用】		
支払利息	50,326,819	
雑損失	1,352,942	
長期貸倒引当金繰入	1,464,576	53,144,337
経常利益		△ 159,187,627
税引前当期純利益		△ 159,187,627
法人税・住民税・事業税		4,032,552
当期純利益		△ 163,220,179

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	80,000	△1,894,431	△1,894,431	△1,814,431	△1,814,431
事業年度中の変動額	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-
当期純利益	-	△163,220	△163,220	△163,220	△163,220
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△163,220	△163,220	△163,220	△163,220
当期末残高	80,000	△2,057,651	△2,057,651	△1,977,651	△1,977,651

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）… 定率法

リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし残存価格を零とする定額法

(2) その他計算書類作成のための重要な事項

（消費税及び地方消費税の会計処理）

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社短期借入金 2,550,000 千円

3. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の内兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社レオパラス21	被所有直接100%		事業所のオーナーおよび管理部門の業務委託	物品販売等	65,389	関係会社売掛金	5,995
					施設賃料	54,480	-	-
					職員給与賞与立替払等	1,439,140	関係会社未払金	107,293
					本部業務委託料	34,029	関係会社未払金	3,004
					IT利用料	20,892	関係会社未払金	1,909
					資金の借入	100,000	関係会社短期借入金	2,550,000
					利息の支払	49,421	-	-

注) 上記取引金額には、消費税等が含まれておりません。

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 △1,236,031円70銭

1株当たり当期純損失 102,012円61銭

附属明細書

(計算書類関係)

第 9 期

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

株式会社 アズ・ライフケア

1. 固定資産の明細

(単位：千円)

区 分	資産の種類	期 首 帳簿価格	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳簿価格	減価償却 累 計 額
有 形 固定資産	工具器具備品	16,806	-	-	△3,894	12,912	△11,488
	リース資産	49,279	-	△76,667	44,730	17,342	△66,675
	計	66,085	-	△76,667	40,836	30,254	△78,163
無 形 固定資産	ソフトウェア	-	600	-	△100	500	△100
	リース資産	4,064	-	△20,590	17,814	1,288	△6,413
	計	4,064	600	△20,590	17,714	1,788	△6,513

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役 員 報 酬	13,788	
営 業 社 員 給 料	15,169	
雑 給	5,476	
営 業 社 員 賞 与	358	
退 職 給 付 費 用	144	
法 定 福 利 費	5,273	
福 利 厚 生 費	652	
広 告 宣 伝 費	9,282	
消 耗 品 費	460	
コ ン プ ュ ー タ 維 持 費	22,157	
交 際 費	19	
通 信 費	801	
減 価 償 却 費	100	
交 通 費	1,282	
出 張 旅 費	214	
租 税 公 課	165,266	
教 育 費	16	
求 人 費	6,743	
支 払 手 数 料	60,862	
函 書 費	20	
計	308,084	

2022年5月23日

株式会社アズ・ライフケア
代表取締役 佐藤 不二雄 殿

監査役 及川 典雄 

監査役 松田 尚士 

監査報告書の提出について

会社法第381条第1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

私たち監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の遂行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその概要

私たちは、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類および事業報告ならびに附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。親会社との取引についても、競合取引・利益相反取引・通例的でない取引は認められません。
- ② 内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行に指摘すべき事項は認められません。
- ③ 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。


(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- ① 貸借対照表および損益計算書等の計算書類は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

2022年5月23日

株式会社アズ・ライフケア

監査役

及川 典雄 

監査役

松田 尚士 